

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その50）

## 河内川ダム建設の無駄と無謀 その③②

河内川ダム建設工事に係る

### 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 17

（小浜市） 松本 浩

## 関西電力の2億6千万円返還請求と 地検特捜部の関電旧経営陣不起訴決定

11月10日(水)の朝刊を開いたら「**関電旧経営陣9人不起訴**」の見出しが飛び込んできた。驚いて早速コンビニへ走って各紙を買い求めた。

各紙の内容に大差は見られないが、本稿連載中の関電役員報酬カット分の補填問題については「毎日新聞」が次のように報じている。

「関電では税務調査を機に2019年9月以降、一連の問題が発覚。市民団体が『悪質性が高い』としたのが報酬補填問題だった。関電は東日本大震災後の経営不振で電気料金の値上げと役員報酬の減額を決定。しかし、当時会長だった森氏が主導して各役員を退任後に嘱託として任用し、減額分を補う仕組みを発案したとされる。社長だった八木氏との協議を経て取締役会に諮らず運用を始め、森氏を含む元役員計18人に16年7月以降、計約2億6000万円が支払われた。特別背任罪は取締役らが自身や第三者に利益を図る目的で職務に背き、会社に損害を与えた場合に成立する。特捜部は、関電に退任した役員に関する規定がない点に着目。取締役会に諮らなかったことは違反と認められず職務に背いた行為ではないとした。森氏らは退任後、実際に関電の業務に当たっていたとして、故意に関電に損害を与える目的があったとは認められないと判断した。関係者によると、旧経営陣側も聴取に『退任後の報酬は嘱託業務に対する正当な対価だ』と主張していた」

しかし、大阪地検特捜部の本決定には大きな矛盾があり到底納得できるものではない。



おそらく地検特捜部は、本件捜査を進める過程で事件の大きさとその闇にうごめくものの正体を見てしまったのだ。

関西電力の不祥事は単に関西電力株式会社の内部問題にとどまらず、それは、福井県が施工する国庫補助事業「河内川ダム建設工事」（事業費415億円）の巨大汚職事件の中核に直結するもので、特捜部は、公金横領による関電不祥事の尻拭いという驚愕する事実につづかっってしまったのだ……国土交通省を巻き込んだ国家的詐欺事件に発展すると見た大阪地検特捜部は、その上部と諮って幕引きし、事件の隠蔽を図ったのだろう。

### 役員報酬カット補填分の返還

「役員報酬カット分の補填」に絞って言えば、「第三者委員会」が報告書を発表して

以降これまで、関電の旧経営陣側が自らの退任後の報酬について報道にある「嘱託業務に対する正当な対価」というような主張をしたことはない。それどころか、関電から退任後の報酬の「自主返還」を要請されても何ら異議を唱えることもなく、要請された金額の全額(18名で2億6020万円)を「自主返還した」と関電の報告書は公表している。

関電取締役会で「正当性を欠き不適切な補填」と断定された2億6020万円の補填全額の「自主返還に旧経営陣が応じた」とする関電取締役会責任調査委員会や同コンプライアンス委員会の報告書について、特捜部は目をつむり、「2億6020万円は嘱託業務への正当な対価である」との旧経営陣の主張のみを一方的に重視した特捜部の今回の判断の根底は「事件のもみ消し」である。

関電旧経営陣の報酬カット分補填に係る「関電の原発マネー不正還流を告発する会」が旧経営陣を特別背任罪などで大阪地検に告発したのが2020年6月で、大阪地検は4ヶ月後の同年10月にこれを受理した。

取締役会責任調査委員会の報告書を一読しただけで特捜部は、旧経営陣が支給された減額報酬補填の不当性を認めて、補填額2億6020万円の全額を関電に「返還した事実」を把握していた筈である。

しかし、特捜部がその「解決済みの結論」を覆して、旧経営陣の2億6020万円の正当性を認めたのであれば、当然、当該関電に返還させられた2億6020万円はその正当な代価の持ち主である旧経営陣に返却されなければならない。関電は自らの過ちを認めて自ら自主的に旧経営陣にそれを返却するのが理の当然であろう。

## 「返還」後に「正当な対価」と主張

特捜部の聴取に対し「退任後の報酬2億6020万円は嘱託業務に対する正当な対価」とであると主張したとされる旧経営陣が、それ以前に非を認めて「自主的に返還した」自らの正当な報酬2億6020万円の返却を改めて関電に求めても不思議はない。

しかし、そのような報道は一切ないところを見れば、関電は2億6020万円を旧経営陣に戻していない。

旧経営陣が、関電からの減額報酬カット分補填の「自主的返還」要請には素直に応じながら(関電発表)、特捜部の聴取に対し

ては「報酬は嘱託業務への正当な対価」とであると主張して、しかも、特捜部から「正当な対価」との主張へのお墨付けを与えられたにもかかわらず関電に対して、不当に「返還」させられた正当な報酬の返却を求めないのは、彼等が2億6020万円を「返還」した事実がないからである。

「関西電力に既に返還済み」とされる2億6020万円の実体は存在するが、それは、旧経営陣からの「返還金」ではなく、実は国民の税金＝公金(架空の関電ダム補償金)であったので、旧経営陣の腹は少しも痛んではないのである。

「はとぼっぽ通信」第221号からの拙稿「関西電力熊川発電所へのダム補償金の疑惑」も筆者の仮説が実証される形で結論に近づいているように思う。

「関電前会長ら9人不起訴」の報に接してこのような思いが脈絡もなく頭を駆け巡った。

## 疑惑の幕引を図る関電設置 三つの委員会調査報告書

●2020年3月14日 前年に関電が設置した「第三者委員会」報告書が提出された。ちなみに、同委員会設置の経緯と目的について関電は次のように述べている。

「・・・2019年9月26日、共同通信社が上記問題(関西電力の役職員が森山栄治氏から金品等を受領していた問題)に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため同年10月2日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会の設置を決定した」

その第三者委員会「報告書」の172ページは次のように役員報酬カットの補填方針の存在を指摘している。

「・・・過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填については、岩根氏が社長に就任するよりも前の2015年に、森氏(当時会長)と八木氏(当時社長)の二人が話し合った結果、東日本大震災後に大幅な赤字を出し経営難に陥っていた際の役員報酬カット分について、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填するとの方針を決定したことが認められる」

●2020年3月16日 関電の記者発表に関

して同年3月17日付け「福井新聞」は次のように報じている。

### 「関電、2億6000万円補填」「東日本大震災の報酬減額分」

「関西電力は16日、元会長ら計18人に対し、東日本大震災後の赤字で最大7割カットした役員報酬のうち約2億6千万円を退任後の2016年7月から19年10月にかけて補填したことを明らかにした。方針は15年に当時の森詳介会長と八木誠社長が決めていた。補填は金品受領問題を調べた第三者委員会の報告書で分かったが、具体的な人数、金額までは明示していなかった。関電は値上げの際に役員報酬減額などを約束し、利用者の理解を求めていたが、秘密裏に行われていた穴埋めに批判が高まりそうだ。関電は18人に返還を求める。

関電が水面下で補填したのは、12年3月～19年6月のカット分約19億4千万円の1割強」と。

### ● 2020年3月30日 関西電力、臨時取締役会開催

「支給済みの嘱託等報酬の全額(約2.6億円)の回収を図ることを決定し、①支給済みの嘱託等報酬全額の自主返還を対象者に要請すること、②自主返還が受けられなかった分は、当時、嘱託等の報酬に関する方針を決定した取締役へ自主的負担を要請することとの対応方針を決定し、公表した」

### ● 2020年3月30日 関西電力、取締役責任調査委員会の設置

「関西電力の監査役会は、2020年3月30日、金品受領問題等に関し、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により関西電力に対する損害賠償責任を負うか否か等について法的な側面から調査・検討を行うため、独立性を確保した利害関係のない立場にある社外の弁護士からなる取締役責任調査委員会を設置した」(同委員会報告書<3>より)

### ● 2020年4月28日 関西電力、コンプライアンス委員会設置

本調査の目的 「関西電力は、本件補償問題について、外部の客観的な視点から検証を行う必要があると判断し、2020年4月28日に設置されたコンプライアンス委員会において調査を行うことを決定した(同委員会報告書5ページ)

### ● 2020年6月8日 取締役責任調査委員会、報告書提出。

(同報告書<4> **役員報酬カット分等を考慮した金銭の支払い**) 「関西電力は、2016年7月から2019年10月にかけて、役員報酬カット分を考慮した金額として、森氏及び豊松氏を含む18名の嘱託者等に対して総額2億5900万円を支払った。また、2019年7月から同年10月にかけて、上記追加納税分を考慮した金額として、豊松氏に対して総額120万円を支払った。

(同報告書<5> **属託等報酬の返還**) 「関西電力は、2020年3月30日、嘱託等報酬返還要請方針を公表し、それに基づき、同年3月30日から4月9日にかけて、上記18名の本件対象元役員に対して、過去の役員報酬カットに対する補填と解される金額(合計2億5900万円)及び追加納税分の補填と解される金額(合計120万円)の自主的返還を求める文書を送付し、それに応じた本件対象元役員全員から、各自が自主的返還を要請された金額の全額である2億6020万円が既に関西電力に返還済みである」

### ● 2020年8月17日 コンプライアンス委員会報告書提出

### 12 金銭受取問題発覚後の経緯 <3> 報酬返還要請に至る経緯(32～33ページ)

「…その結果、概ね事実関係が認められたことから、関西電力は、役員報酬カット分の補填及び追加納税額の補填のいずれも正当性を欠いており、その決定プロセスもガバナンスの観点から不適切であったとの認識のもと、会社の信頼回復のために支払済みの全額につき自主返還を要請することにより回収を図るという対応方針を検討した。

…また、上記公表(2020年3月30日)の前後の時期に、総務室から委嘱対象者に対して自主返還に応じるよう要請する連絡が電話等によりなされていたが、3月30日の方針決定及び公表の後、4月9日までに正式に自主返還を要請する文書が送付された。これを受けて、最終的には全ての委嘱対象者について自主返還を要請された金額が関西電力に返還された」

上記各「報告書」を注意深く読むと、「委嘱対象者が要請された報酬を自主返還した」とは書いていない。「関西電力に返還された」が、誰が返還したかの主語が巧妙にぼかされている。優秀な弁護士は嘘は書かないが真実も書かない…… (次号に続く)